平成２３年（フ）第１４１号
山口県下関市彦島西山町２丁目18番10号　高木方、前住所山口県下関市大字勝谷855番地
債務者　上本　丈二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
山口県下関市安岡本町３丁目３番６号、前住所山口県下関市富任町８丁目12番18号
債務者　松尾　利昭
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
山口県下関市安岡本町３丁目３番６号、前住所山口県下関市富任町８丁目12番18号
債務者　松尾真由美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
山口県下関市清末五毛１丁目５番11号
債務者　和田　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
松江市東出雲町下意東452番地２　町後団地306号
債務者　本間メネットこと　ＨＯＭＭＡ　ＭＡ．ＭＥＮＮＥＴＴ　ＣＡＨＡＮＡＰ
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
松江市山代町809番地19
債務者　吉野　正晃
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８５号
松江市東朝日町204番地　市営小浜アパート２―101
債務者　有田　淳子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
松江市玉湯町玉造107番地５
債務者　勝部　健一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
松江市淞北台34番７―721号　県営淞北台団地
債務者　松本　史郎
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９６号
松江市北堀町81番地７　コーポミナリ106号
債務者　橋本　和也
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４７号
青森県南津軽郡大鰐町大字居土字高野新田８番地１
債務者　幸山　美雪
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１５２号
青森県黒石市泉町12番地
債務者　小川　隆司
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６５号
山口県光市大字岩田2553番地８
債務者　家永　直美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１１４号
山口県周南市大字徳山4102番地の２
債務者　中山　敏晴
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１１５号
山口県周南市大字徳山4102番地の２
債務者　中山　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２４０号
青森市大字荒川字筒井306番地　雇用促進住宅南宿舎３―107
債務者　相馬あゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
青森市大字三内字沢部208番地６　メゾンサナオレンジ館202号
債務者　佐藤美香子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　青森地方裁判所民事部破産係